

JA西三河・(株)エコープあいちと西尾市が 「災害時における支援活動に関する協定書」締結 3月2日に調印式

JA西三河（代表理事組合長：名倉正裕、本店：愛知県西尾市）と(株)エコープあいち（代表取締役社長：鈴木康嗣、本社：愛知県安城市）は3月2日、西尾市との間で「災害時における支援活動に関する協定書」を締結します。

この協定は、西尾市およびJA西三河・(株)エコープあいちが行う、大規模地震などの災害時の支援活動に関して必要な事項を定めるものです。JA西三河ではこの協定に基づき、JA事務センター（西尾市斉藤町）敷地内で西尾市所有の非常用物資を保管するとともに、災害時にはJA西三河の本支店等の施設や駐車場などを救護活動のために市へ提供し、迅速な復旧・復興支援に役立てます。また(株)エコープあいちとの間でも、災害時のAコープ店舗や敷地の利用に関する事項などを定める協定が締結される見込みです。

※(株)エコープあいち：JAあいち経済連の子会社で、愛知県内のJAより委託を受け、Aコープ店舗の経営を行っています。JA西三河は(株)エコープあいちに対して西尾市内のAコープ5店舗の経営を委託しています。

※ 西尾市とJA西三河間の協定書の書面（案）を添付しますのでご参照ください。

■ 日程 ■

【日時】3月2日（金） 午前9時～

【場所】西尾市役所 3F 市長室

【JA・(株)エコープあいち側参加者】

JA西三河 代表理事組合長 名倉正裕

(株)エコープあいち 代表取締役社長 鈴木康嗣

※当日は市役所1F多目的室にて「花の展覧会」も開催予定（品評会審査9:00、一般公開10:00～）ですので、あわせて取材のほどお願い致します。



平成29年5月にリニューアルした幡豆支店
協定に基づき、災害時には店舗を西尾市に提供する
自家発電設備を備えており、災害に伴う停電時のライフライン機能発揮を想定する

災害時における支援活動に関する協定書（案）

西尾市（以下「甲」という。）と西三河農業協同組合（以下「乙」という。）とは、地震、風水害等により市内において災害が発生した場合（以下「災害時」という。）の支援活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲又は乙が行う災害時における支援活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

（支援活動内容）

第2条 乙が行う支援活動は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 甲の所有する物資の事務センター敷地内での事前保管
- (2) 乙の所有する別紙の施設等の一時的な使用

（支援活動要請）

第3条 甲又は乙は、災害時支援活動要請書（様式）により、支援活動の要請を行う。ただし、緊急を要するときは、口頭または電話等をもって要請し、事後、速やかに書面を提出するものとする。

（施設等の提供）

第4条 乙は、甲から第3条による要請があった場合は、乙の所有する施設等を甲に無償で提供するものとする。ただし、乙が直ちに提供できない事由がある場合は、この限りではない。

2 乙は、提供の可否を決定したときは、速やかに甲に連絡するものとする。

（使用期間）

第5条 前条の施設等を使用する期間は、原則として3日以内とする。ただし、乙と協議のうえ延長することができる。

2 乙は、期間を延長した場合であっても使用期間の満了前に施設等を使用する必要がある場合は、施設等の明け渡しを求めることができるものとする。この場合において、甲は、速やかに明け渡しに応じるものとする。

（施設損傷等）

第6条 乙の所有する施設等の甲の使用中に、乙の施設等が避難者によって損傷等した場合や避難者が損傷した場合は、甲の費用と責任で当該損傷等について対処するものとする。

（報告）

第7条 甲は施設等の使用后、使用状況を文書により乙に報告するものとする。

（連絡責任者選任）

第8条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を選任し、その氏名、連絡先等を、互いに報告するものとする。また、連絡責任者を変更した場合も同様とする。

2 甲及び乙は、災害時の連絡体制、連絡方法等について、別に協議をして定めるものとする。

(訓練等)

第9条 甲及び乙は、災害時における支援活動の効果的な運用を図るため、合同訓練等の実施に努めるものとする。

(協定期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、この協定の有効期間満了日の2か月前までに、甲乙いずれからも、何らの意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から、1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

(協定の廃止)

第11条 平成16年1月28日に甲乙で締結した「災害時における食料品・生活必需品等の供給協力に関する協定書」は同日をもって廃止とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、別に決定するものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

平成29年 月 日

甲 西尾市寄住町下田22番地
西尾市
代表者 西尾市長 中 村 健

乙 西尾市寄住町下田15番地
西三河農業協同組合
代表者 代表理事 組合長 名 倉 正 裕

様式

平成 年 月 日

災 害 時 支 援 活 動 要 請 書

様

西 尾 市 長

災害時における支援活動に関する協定書に基づき、次のとおり要請します。

要 請 担 当 者	職名	部	課
氏名・電話番号	氏名	電話番号	
電話、FAX等 による要請の日 時	年 月 日 ()		時 分頃
要 請 理 由			
要 請 内 容			
要 請 施 設 等			
要 請 期 間	年 月 日 ~		年 月 日
備 考			

西三河農業協同組合提供施設等一覧表

○施設

施設名	構造及び提供部屋面積			所在地	備考
本店	鉄筋コンクリート (大ホール・通路)	5階	449㎡	西尾市寄住町下田15	
事務センター	鉄筋コンクリート (研修室1・2・3・4)	1階	438㎡	西尾市斉藤町上吹11-1	
平坂支店	鉄筋コンクリート	2階	建設中	西尾市平坂町茶林5-1	平成30年度新築 完成予定
平東支店	鉄筋コンクリート	2階	137㎡	西尾市上矢田町北野56-1	
幡豆支店	鉄筋コンクリート (大・小会議室)	2階	198㎡	西尾市西幡豆町北岡割10-1	自家発電設備有

○オープンスペース

名称	敷地面積	所在地
事務センター	7,372㎡	西尾市斉藤町上吹11-1
南部カントリーエレベーター	6,378㎡	西尾市横手町銭亀54-1
高河原センター	2,676㎡	西尾市高河原町埋田104-1
東部カントリーエレベーター	4,715㎡	西尾市高河原町埋田105-1
野々宮センター	4,074㎡	西尾市野々宮町尾竹2-2
池田センター	917㎡	西尾市一色町池田東八反15
小牧センター	5751㎡	西尾市吉良町小牧梶見堂3